

# 災 害 救 護 速 報

平成 29 年 11 月 9 日 (木) 9:00 現在  
事業局 救護・福祉部 救護課  
TEL : 03-3437-7084 / FAX : 03-3435-8509

※内容・数値等は、随時更新されます

## 平成 29 年台風第 21 号に伴う日本赤十字社の対応について (3)

標記災害に伴う日本赤十字社の対応は以下のとおりです。

### 1 気象の状況 (気象庁情報による)

- ・超大型の台風第 21 号は、23 日 3 時頃に超大型の勢力を維持したまま静岡県御前崎市付近に上陸し、暴風域を伴ったまま日本列島を北上し、23 日 15 時に温帯低気圧に変わった。
- ・台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本と東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。
- ・台風の接近により、東日本の海上を中心に、猛烈な風が吹き、海はうねりを伴った猛烈なしけとなり、近畿地方を中心に各地に被害をもたらした。

### 2 日本赤十字社の対応

#### (1) 本社及び支部の対応

10 月 22 日 本社及び各支部にて情報収集、市町村との連携調整等を継続的に実施。

10 月 25 日 被害状況把握等のため三重県支部職員 2 名を伊勢市へ派遣。

※なお、現在日本赤十字社各都道府県支部・施設における被害は確認されていません。

## (2) 救援物資の配分状況

支部名	物資品目	配布先	配布先詳細	配布数
青森県支部	毛布	南部町		135
群馬県支部	毛布	太田市		50
	緊急セット			24
	タオルケット・バスタオルセット			50
	毛布			20
埼玉県支部	緊急セット	所沢市		12
	安眠セット			20
	毛布			20
山梨県支部	毛布	都留市		14
		西桂町		4
富山県支部	緊急セット	富山市婦中町		6
	タオル			180
	石鹼			6
三重県支部	緊急セット	伊勢市		600
		松阪市		60
		玉城町		210
京都府支部	毛布	相楽郡笠置町		5
兵庫県支部	毛布	姫路市		77
		豊岡市		2
	緊急セット	姫路市		40
奈良県支部	毛布	十津川村		1
		川上市		4
		大淀町		18
		広陵町		15
	緊急セット	十津川村		1
和歌山県支部	毛布	紀の川市	桃山保険福祉センター	70
	緊急セット	紀の川市		204
		橋本市	橋本市保健福祉センター	102
		かつらぎ町	かつらぎ町社会福祉協議会	12
		合計	毛布	415
			緊急セット	1271
			安眠セット	20
			その他	236



紀の川市、かつらぎ町へ緊急セットを配布（和歌山県支部）

### (3) 義援金の募集

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被害状況に応じて按分され、被災県に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けします。

#### ア 災害義援金名称及び受付期間

「平成 29 年台風第 21 号災害義援金」

三重県支部 平成 29 年 10 月 31 日（火）～平成 29 年 11 月 30 日（木）

和歌山県支部 平成 29 年 11 月 7 日（火）～平成 30 年 1 月 31 日（水）

#### イ 協力方法

(ア) 銀行振込（三重県支部での受付）

①百五銀行 津駅前支店

口座番号 普通 922442

②三重銀行 津支店

口座番号 普通 100927

③第三銀行 津支店

口座番号 普通 0289371

※ 口座名義はいずれも「日本赤十字社三重県支部長 野呂 昭彦」

※ ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※ 受領証の発行をご希望の方は、その旨を三重県支部あてにご連絡ください  
ますようお願いいたします。

【担当窓口】日本赤十字社三重県支部

TEL:059-227-4145 FAX:059-227-6245

(イ) 銀行振込（和歌山県支部）

①紀陽銀行 県庁支店

口座番号 普通 410179

※ 口座名義は「日本赤十字社和歌山県支部 支部長 仁坂 吉伸」

※ ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※ 受領証の発行をご希望の方は、その旨を和歌山県支部あてにご連絡ください  
ますようお願いいたします。

【担当窓口】日本赤十字社和歌山県支部

TEL:073-422-7141 FAX:073-422-7148

(ウ) 銀行振込（日本赤十字社本社で受付）

①三井住友銀行 すずらん支店 口座番号 普通 2787514

②三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店 口座番号 普通 2105507

③みずほ銀行 クヌギ支店 口座番号 普通 0620375

※ 口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※ ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※ 受領証の発行をご希望の方は、インターネットから事前にご登録のうえお振  
込みくださいますようお願いいたします。事前登録画面で「領収証希望」を選  
択いただきますと、後日ご登録のご住所に郵送させていただきます。

※事前登録が行えないなどの場合には、受領証の発行を希望される旨を日本  
赤十字社本社パートナーシップ推進部あてご連絡ください。

【担当窓口】日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL:03-3437-7081 FAX:03-3432-5507

(エ) 郵便振替（日本赤十字社本社で受付）

ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00140-3-603645

口座加入者名 「日赤平成29年台風第21号災害義援金」

※ 窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。(ATMによる通常払  
込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の手数料がかかりま  
す。)

※ 窓口でお受け取りいただきました半券は、受領証に代えることができます。  
(寄付金控除申請の際にご利用いただけるので、大切に保管してください。)

※ 窓口以外（ゆうちょダイレクト等）でのお振込みで受領証をご希望の方は、  
「受領証希望」の旨と、下記①から⑧までの事項を、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部にてFAXにてご連絡ください。

①義援金受付名 ②氏名（受領証の宛名） ③住所 ④電話番号  
⑤寄付日 ⑥寄付額 ⑦振込人名 ⑧口座番号

【担当窓口】日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL:03-3437-7081 FAX:03-3432-5507

なお、義援金の募集については、日本赤十字社本社以下のホームページでもご案内しています。

<http://www.jrc.or.jp/contribution/>

### 3 被害の状況（消防庁調べ：11月6日15時45分現在）

都道府県名	人 的 被 害				住 家 被 害					非住家被害	
	死者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	一部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他
			重 傷	軽 傷							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道			2	1				1			2
青森県				3				6		4	
岩手県								12		1	
宮城県				1				2	13	65	
秋田県								8			
山形県								1			
茨城県	1		1	6	1			4		5	
栃木県				2				1		16	
群馬県				2		3	11	7	33	1	1
埼玉県				5				4	91	206	
千葉県			1	12		1	11	5	20		5
東京都				1					1	14	
神奈川県				1	5			4	2	5	
新潟県				5				39	1	37	
富山県	1			4				42		5	
石川県				1							
福井県				1	3	1		41	4	50	
山梨県										2	
長野県	1								19	33	
岐阜県				1				19	3	253	
静岡県			2	2				2		9	
愛知県			3	6				2	1	17	
三重県	2		1	5					710	731	1
滋賀県				8		1	5	1	2		1
京都府				1	9	3	201	335	516		
大阪府	2			20				26	3	20	
兵庫県			13	65		2	41	1	57		
奈良県				1		1	3	16	98	301	
和歌山県	1			3	2	2	108	1,160	1,015		3
鳥取県				1	1			2		3	
島根県				1							
岡山県								7		2	
山口県				1							
徳島県				1					1	3	
香川県								1			
愛媛県								3			1
高知県				3				6			
福岡県				2				3			
大分県				1						1	
宮崎県				3							
鹿児島県								1			
沖縄県				4							
合 計	8		28	187	5	15	630	2,456	3,426	2	23

### 4 災害救助法の適用

標記災害により、多数の者の生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、三重県は2市町（10月22日）、和歌山県は1市（10月21日）、京都府は1市（10月22日）に災害救助法が適用されています。